

市川市人事行政の運営等の状況

「市川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、市職員の給与と人事行政の運営等の状況を以下のとおり公表します。

この公表は、地方公共団体の人事行政運営の公正性、透明性を高めることを狙い、令和4年度の人事や給与、福利などの実態を市民の皆さんにご理解いただくためのものです。

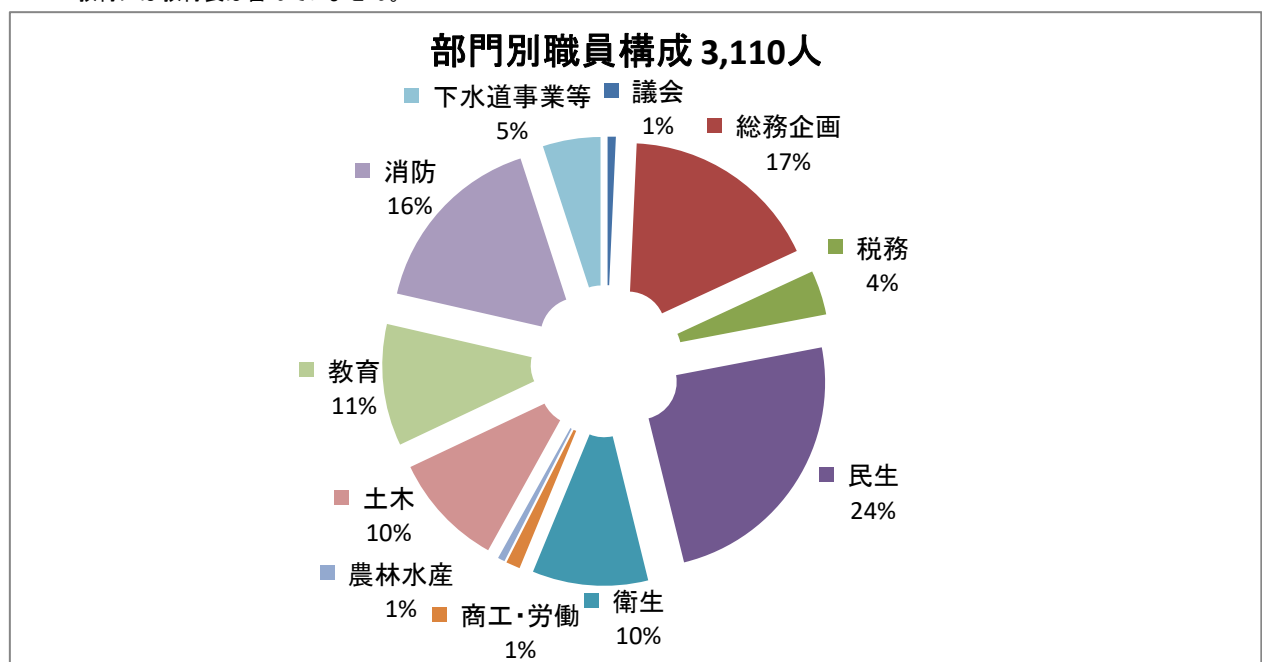
1. 職員の任免及び職員数等に関する状況

①部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

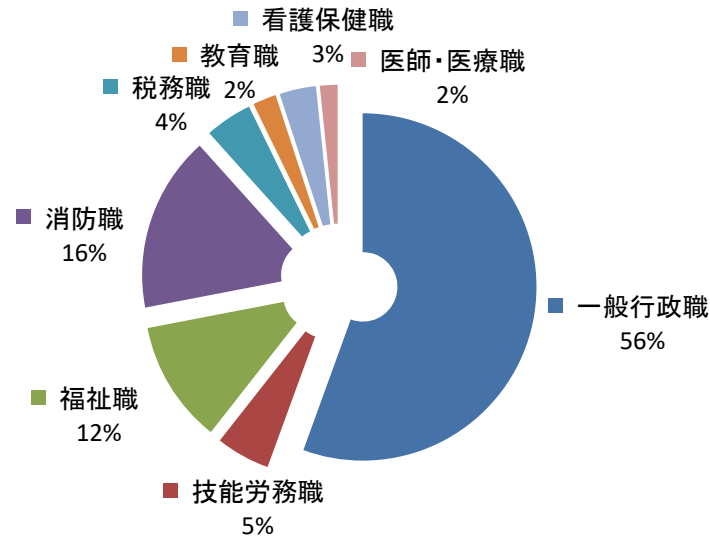
区 分 部 門		職員数					対前年度増減数				
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
一般行政部門	議会	19	19	20	21	22	△ 1	0	1	1	1
	総務企画	495	521	527	538	541	△ 1	26	6	11	3
	税務	121	120	120	120	121	5	△ 1	0	0	1
	民生	816	784	769	764	751	△ 6	△ 32	△ 15	△ 5	△ 13
	衛生	316	306	305	305	314	△ 19	△ 10	△ 1	0	9
	労働	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0
	農林水産	18	17	17	19	19	△ 2	△ 1	0	2	0
	商工	27	33	33	30	34	1	6	0	△ 3	4
	土木	319	321	317	313	308	△ 5	2	△ 4	△ 4	△ 5
	小 計	2,135	2,125	2,112	2,114	2,114	△ 28	△ 10	△ 13	2	0
特別行政部門	教育	345	343	341	337	330	△ 18	△ 2	△ 2	△ 4	△ 7
	消防	512	512	508	516	510	0	0	△ 4	8	△ 6
	小 計	857	855	849	853	840	△ 18	△ 2	△ 6	4	△ 13
普通会計計		2,992	2,980	2,961	2,967	2,954	△ 46	△ 12	△ 19	6	△ 13
公営企業事業部門	病院	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0
	下水道	55	53	53	53	54	△ 6	△ 2	0	0	1
	その他	104	102	103	106	102	△ 4	△ 2	1	3	△ 4
	小 計	159	155	156	159	156	3	△ 4	1	3	△ 3
合 計		3,151	3,135	3,117	3,126	3,110	△ 43	△ 16	△ 18	9	△ 16

(注) 1. 職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員などを含み、会計年度任用職員を除きます。

2. 教育には教育長は含んでいません。



部門別職員構成 3,110人



②職員の採用及び退職の状況

採用者数 (令和4年度)

職 種	採用者数
一般行政職	102人
保健師	7人
臨床心理士	3人
理学療法士	1人
学芸員	1人
用務員	3人
幼稚園教諭	2人
育児休業代替 任期付職員	29人
消防職	10人
再任用	65人
会計年度任用職員 (フルタイム)	319人
計	542人

職員採用試験の状況 (令和3年度)

職 種	応募者数	合格者数
一般行政職	1,077人	86人
保健師	40人	10人
臨床心理士	16人	3人
理学療法士	17人	1人
学芸員	26人	1人
用務員	88人	3人
幼稚園教諭	25人	2人
育児休業代替 任期付職員	59人	38人
消防職	31人	10人
計	1,379人	154人

(注) 左表の採用者数と合格者数の差の主なものは、合格後の採用辞退および選考による採用です。

退職者数 (令和4年度)

退職事由	退職者数
定年	85人
早期	13人
再任用任期満了	76人
普通	77人
任期付期間満了	35人
会計年度任用職員 (フルタイム)	328人
計	614人

(注)採用者数と退職者数には、短時間勤務の再任用職員を含みます。

2. 人件費の状況 (令和4年度普通会計決算)

人件費とは、一般職員に支給される給与と市長や議員など特別職に支給される給料、報酬、手当の他、共済費(社会保険料の事業主負担分に相当するもの)などを含む経費の合計をいいます。

令和4年度の普通会計決算における人件費の状況は下表のとおりです。

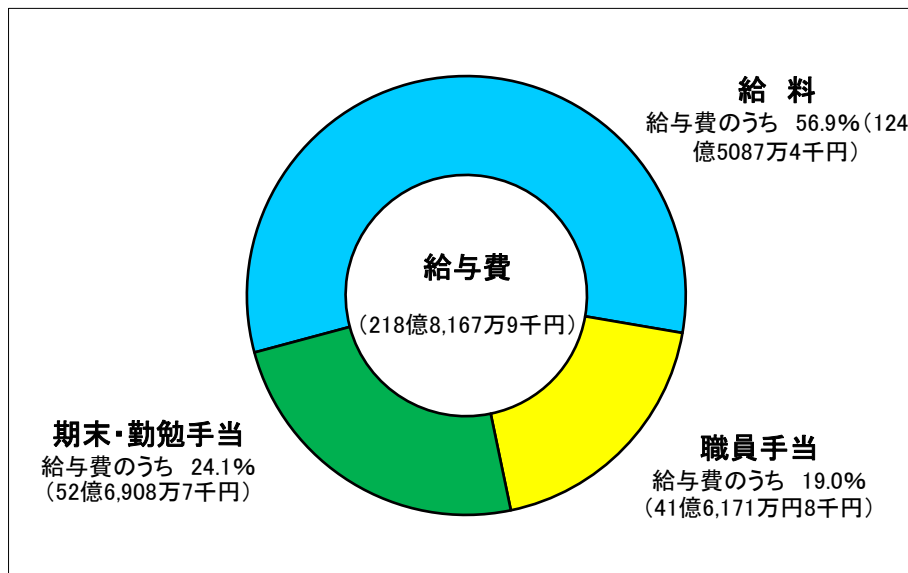
住民基本台帳人口 (令和5年3月31日現在)	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
492,489人	174,968,715千円	4,235,978千円	31,022,641千円	17.7%	17.6%

3. 職員給与費の状況

令和5年度一般会計当初予算における職員給与費の状況は下表のとおりです。

職員数 A	給 与			費 計 B	一人当たり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
全職員 3,339人	12,450,874千円	4,161,718千円	5,269,087千円	21,881,679千円	6,553千円
うち常勤職員 2,932人	11,452,047千円	4,006,835千円	5,041,012千円	20,499,894千円	6,992千円
うち短時間勤務職員 110人	202,923千円	47,434千円	48,136千円	298,493千円	2,714千円
うち会計年度任用職員 (フルタイム) 297人	795,904千円	107,449千円	179,939千円	1,083,292千円	3,647千円

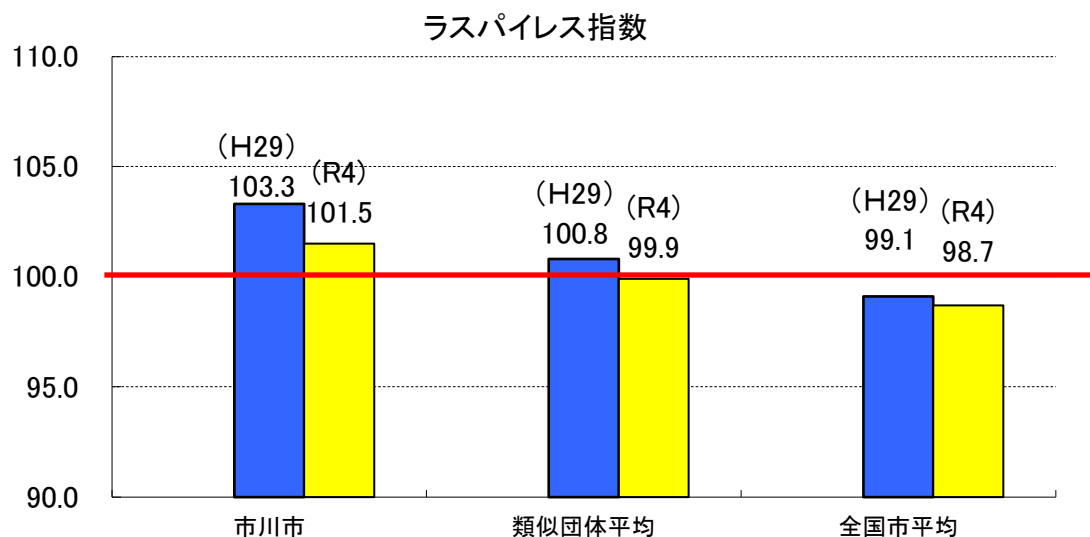
(注)職員手当には退職手当を含みません。



4. 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

会計年度任用職員以外の職員

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	323,202 円	439,338 円	42歳7ヶ月
技能労務職	320,187 円	393,824 円	56歳1ヶ月
うち清掃職員	314,086 円	394,439 円	
うち学校給食員	357,675 円	422,885 円	
うち用務員	305,177 円	367,063 円	
幼稚園教育職	297,010 円	371,385 円	39歳4ヶ月



- (注) 1. ラスパイレス指数とは、国家公務員（一般行政職）の給料を100として比較した給料水準です。
 2. 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

5. 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

学校卒業後すぐに採用された者の初任給月額下表のとおりです。

区 分		初 任 給		
		市 川 市	国	
一般行政職	大 学 卒	191,700 円	総合職(大卒)	198,500 円
			一般職(大卒)	185,200 円
	高 校 卒	158,900 円	一般職(高卒)	154,600 円
技能職	高 校 卒	156,800 円		
	中 学 卒	143,800 円		

6. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

会計年度任用職員を除く、一般行政職、技能労務職及び教育職の学歴別及び経験年数別の平均給料月額は下表のとおりです。

区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 1 5 年	経 験 年 数 2 0 年
一般行政職	大 学 卒	265,602 円	322,632 円	363,134 円
	高 校 卒	230,900 円	該当なし	280,350 円
技能労務職	高 校 卒	該当なし	該当なし	該当なし
	中 学 卒	該当なし	該当なし	該当なし
教 育 職	大 学 卒	284,950 円	該当なし	377,900 円
	高 校 卒	該当なし	該当なし	該当なし

(注) 経験年数には、採用前に民間勤務歴がある場合などはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数も含まれます。

7. 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

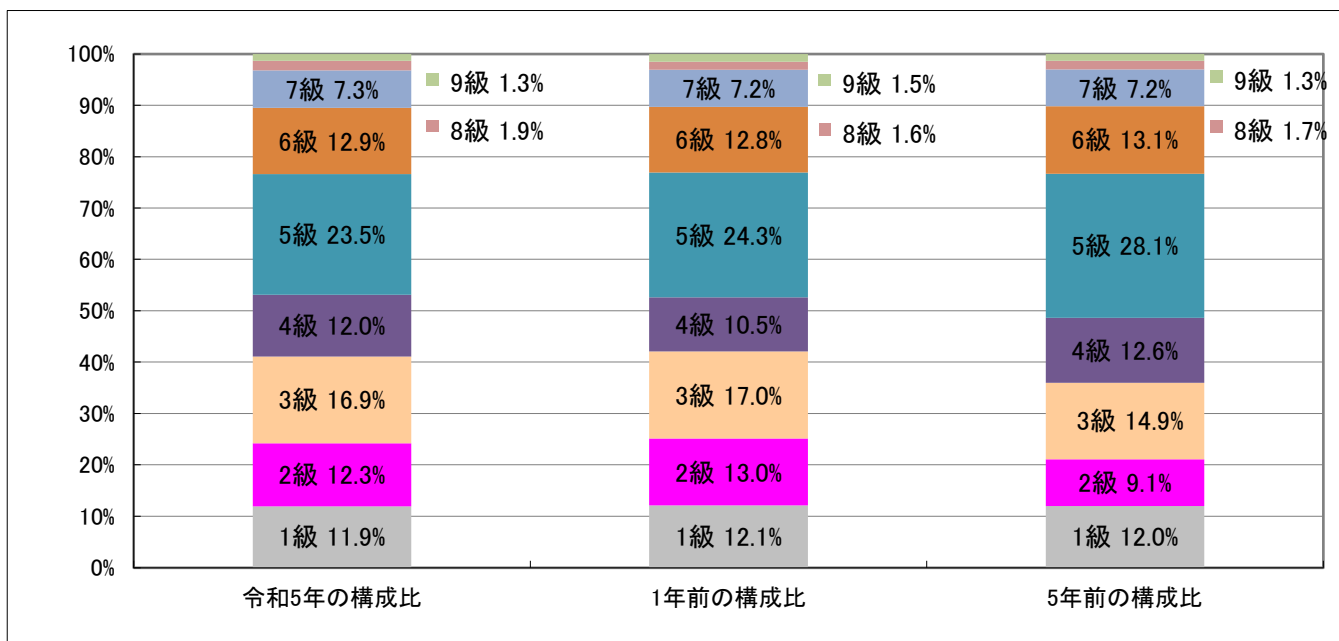
一般行政職の級別職員数とその構成は下表のとおりです。

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
標準的な職務内容		主事	主任主事	主任	主査	副主幹	主幹	課長	次長	部長	
職員数		194	(1) 199	(69) 275	(40) 195	(27) 382	(9) 210	(10) 118	30	21	(156)人 1,624人
構成比		11.9%	(0.6%) 12.3%	(44.2%) 16.9%	(25.7%) 12.0%	(17.3%) 23.5%	(5.8%) 12.9%	(6.4%) 7.3%	1.9%	1.3%	(100%) 100%
参考	1年前の構成比	12.1%	(0.6%) 13.0%	(51.9%) 17.0%	(22.2%) 10.5%	(13.9%) 24.3%	(5.1%) 12.8%	(5.7%) 7.2%	(0.6%) 1.6%	1.5%	(100%) 100%
	5年前の構成比	12.0%	9.1%	(63.1%) 14.9%	(17.7%) 12.6%	(6.4%) 28.1%	(6.4%) 13.1%	(6.4%) 7.2%	1.7%	1.3%	(100%) 100%

(注) 1. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

2. ()内は、短時間勤務を含む再任用職員で外書です。

一般行政職の級別職員構成



8. 期末手当・勤勉手当（令和5年4月1日現在）

期末・勤勉手当は、民間企業の賞与などに相当するものです。職員に支給された割合は下表のとおりです。

区分	市 川 市			国		
	支給実績(令和4年度決算)		5,845,844 千円	—		
	1人当たり年間平均支給額		1,733 千円			
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.275月分	0.95月分	2.225月分	1.275月分	0.95月分	2.225月分
12月期	1.275月分	0.95月分	2.225月分	1.275月分	0.95月分	2.225月分
計	2.55月分	1.9月分	4.45月分	2.55月分	1.9月分	4.45月分
	職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり			職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり		

(注)会計年度任用職員には、期末手当のみ支給しています。

9. 退職手当の状況（令和5年4月1日現在）

職員が退職した場合に支給される退職手当は、退職時の給料月額に退職事由や勤続年数に応じた一定の率を乗じて得た額になります。

市川市			国		
(支給率)	自己都合等	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	2,654 千円	13,487 千円			

(注)1人当たり平均支給額は、令和4年度実績額です。

10. 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

①地域手当

支給実績(令和4年度決算)			1,537,463 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)			455,680 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市川市	12 %	3,374	10 %

②特殊勤務手当

支給実績(令和4年度決算)		71,633 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		84,673 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		25.0 %	
手当の種類(手当数)		26	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	市税など歳入の徴収に従事した職員	市税、保険料等徴収	日額280円
滞納処分手当	財産差押に従事した職員	市税、国保税等差押	日額300円
調査手当	市税の賦課調査などに従事した職員	税の賦課、評価調査	日額170円、220円
財産取得交渉手当	財産の取得交渉に従事した職員	財産の取得交渉	日額350円
社会福祉指導手当	社会福祉主事などの職務に従事した職員	社会福祉主事等の職務	日額190円、230円
心身障害者訓練手当	心身障害者指導訓練に従事した職員	心身障害者指導訓練	日額230円
行旅死病人取扱手当	行旅死病人の収容処理に従事した職員	行旅死病人取扱	1件当たり2,500円、3,500円
感染症消毒作業手当	感染症の消毒作業に従事した職員	法に規定する一類～三類及び指定感染症	日額600円
健康相談指導手当	結核患者の健康相談、指導に従事した職員	結核患者の健康相談、指導	日額200円
予防接種勤務手当	予防接種に従事した保健師、看護師	予防接種業務	日額150円
施設勤務手当	作業環境が特殊な施設などに勤務する職員	施設勤務	日額100円、230円
清掃作業手当	ごみの収集、処理作業などに従事した職員	ごみの収集、処理等業務	日額450円
葬儀作業手当	火葬、納骨などに従事した職員	葬儀作業	日額450円
動物死体処理作業手当	動物死体の処理作業に従事した職員	動物死体処理作業	1件当たり120円
水洗便所、浄化槽検査指導手当	浄化槽の管理指導などに従事した職員	検査、管理指導業務	日額250円
特定化学物質取扱手当	特定化学物質の取り扱いに従事した職員	特定化学物質取扱業務	日額300円
土木作業手当	土木、公園の作業に従事した職員	道路補修、草刈消毒等	日額450円
災害応急作業等手当	災害発生時等に現場作業に従事した職員	土のう積載等業務等	日額500円
守衛業務手当	守衛業務に従事した職員	守衛業務	1勤務200円、400円
飼育作業手当	動物園に勤務する職員	動物飼育作業	日額200円
出動手当	消防職員	火災、救急業務等	1回140円～500円
機関勤務手当	消防職員	消防車、救急車の運転業務	1勤務180円、220円
消防夜間特殊業務手当	消防職員	夜間特殊業務	1回260円
消防特別救助隊員手当	消防職員	特別救助隊員業務	1勤務260円
潜水作業手当	消防職員	潜水作業	1回300円
防疫等作業手当	防疫等作業に従事した職員	防疫等作業	日額3,000円、4,000円

③時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	893,224 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	312,316 円
支給実績(令和3年度決算)	845,994 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	279,390 円

④その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)														
扶養手当	(1) 7級相当以下 <table><tr><td>配偶者</td><td>6,500</td></tr><tr><td>子</td><td>10,000</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>6,500</td></tr></table> (2) 8級相当 <table><tr><td>子</td><td>10,000</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>3,500</td></tr></table> (3) 9級相当 <table><tr><td>子</td><td>10,000</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>0</td></tr></table> ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末まで子1人5,000円加算	配偶者	6,500	子	10,000	上記以外	6,500	子	10,000	上記以外	3,500	子	10,000	上記以外	0	同		263,681 千円	232,934 円
配偶者	6,500																		
子	10,000																		
上記以外	6,500																		
子	10,000																		
上記以外	3,500																		
子	10,000																		
上記以外	0																		
住居手当	○借家の場合(家賃16,000円を超える場合に限り)家賃の額に応じて月額28,000円を限度に支給 ○市内賃貸物件に居住している職員に対し月額10,000円を加算支給	異	○市内賃貸物件に居住している職員に対し月額10,000円を加算支給	232,002 千円	377,239 円														
通勤手当	○電車・バス 6ヶ月定期相当額支給 ○自転車などを使用する場合 距離に応じて2,000円から31,600円まで支給	異	○電車、バスを利用する場合6ヶ月定期代を基礎として1ヶ月当たり55,000円まで全額支給 ○自転車などを使用する場合 市と国の制度は同じ	287,661 千円	98,011 円														
管理職手当	職務に応じ57,900円～101,500円を定額支給	異	官職に応じて46,300円～139,300円を定額支給	402,641 千円	783,348 円														
休日勤務手当	休日などにおいて勤務した場合に、勤務1時間当たりの給与額の100分の135を支給	同		200,227 千円	70,009 円														
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時まで勤務する職員に対し、その勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同		千円	128,378 円														
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員は、その勤務1回につき4,200円(医師は20,000円)を支給	同		—	—														
管理職員特別勤務手当	管理職員が過休日または休日に本来業務以外で勤務した場合に、職務に応じて5,000円～10,000円の範囲で支給 平日深夜に勤務した場合は職務に応じて2,500円～5,000円の範囲で支給	異	官職に応じて6,000円～12,000円の範囲で支給 官職に応じて3,000円～6,000円の範囲で支給	6,581 千円	12,804 円														
災害派遣手当	災害対策基本法などにより災害応急対策または災害復旧のため派遣された職員が、市内に滞在することを要する場合、1日3,970円～6,620円の範囲で支給			—	—														
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置に関する法律などにより国民の保護のための措置の実施で派遣された職員が、住所または居所を離れて市内に滞在することを要する場合、1日3,970円～6,620円の範囲で支給			—	—														

11. 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

特別職の給料、報酬等は平成19年4月1日より、退職手当は平成25年9月18日より下表のようになっています。

区 分		月 額	期末手当	退職手当(任期毎に支給)
給 料	市 長	1,016,000 円		給料月額×在職月数×0.45
	副市長	837,000 円	6月期 2.2ヶ月分 12月期 2.2ヶ月分	給料月額×在職月数×0.29
			計 4.4ヶ月分	
報 酬	議 長	724,000 円		
	副議長	652,000 円		
	議 員	604,000 円		

※市長の給料は、3割減額の711,200円を支給

※市長の退職手当は、現任期に限り、不支給

12. 勤務時間その他勤務条件の状況

①勤務時間

職員の勤務時間は原則として次のとおりです。（令和5年4月1日現在）

勤務時間	午前8時40分 ～ 午後5時25分 休憩時間を除いて7時間45分で1週間当たり38時間45分
休憩時間	正午 ～ 午後1時

②休暇制度

職員の休暇制度は次のとおりです。（令和5年4月1日現在）

有給休暇	○年次休暇（1暦年につき20日付与。20日を限度に翌年に繰り越し可） 【令和4年度の取得状況】1人平均日数:12.6日
	○病気休暇（負傷又は疾病により療養を要する場合）
	○特別休暇（23種類）
無給休暇	○組合休暇（職員団体の業務または活動に従事する場合）
	○介護休暇（年間180日以内で、配偶者または2親等以内の親族の介護にあたる場合） 【令和4年度の取得状況】取得者:延べ 11人 取得期間:1月以下7人,4月超5月以下1人、5月超3人
	○介護時間（1日につき2時間以内で、配偶者または2親等以内の親族の介護にあたる場合） 【令和4年度の取得状況】3人 取得期間:6月以下1人,2年6月超2人

(注)会計年度任用職員以外の職員

13. 休業制度

職員の休業制度は次のとおりです。(令和5年4月1日現在)

休業の名称	内 容
育児休業	子が3歳になるまで取得できる無給休業 【令和4年度の取得状況】女性33人、男性27人
部分休業	子が小学校就学の始期に達するまで保育園の送迎などのために30分単位で2時間まで取得できる無給休業 【令和4年度の取得状況】女性28人、男性3人
育児短時間勤務制度	小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、複数の勤務形態の中から選択し、その選択した勤務形態により、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度 【令和4年度の取得状況】女性0人、男性0人
自己啓発等休業	大学等の課程の履修または国際貢献活動のための無給休業 【令和4年度の取得状況】女性0人、男性0人
修学部分休業	大学等における修学のための部分的に取得できる無給休業 【令和4年度の取得状況】女性0人、男性0人
配偶者同行休業	公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とする無給休業 【令和4年度の取得状況】女性1人、男性0人

(注)会計年度任用職員以外の職員

14. 分限及び懲戒の状況 (令和4年度)

分限処分	懲戒処分
降任 0人	戒告 3人
免職 0人	減給 0人
休職 199人	停職 1人
降給 0人	免職 0人
計 199人	計 0人

(注)会計年度任用職員(フルタイム)を含みます。

15. サービスの状況 (令和4年度)

職務専念義務免除

研修・講師依頼	19人
職員団体の適法な交渉など	3人
文化体育活動	0人
応募認定退職	4人
その他	3,044人
計	3,070人

(注)会計年度任用職員以外の職員

営利企業等の従事許可

公務	18人
講師	20人
その他	15人
計	53人

(注)会計年度任用職員(フルタイム)を含みます。

16. 研修及び人事評価の状況

①職員研修制度

時代の変化や市政の課題に的確に対応できる知識・能力を持った職員を育成するため、『人材育成基本方針』に基づき、指定研修、法令研修、派遣研修などを実施した。

令和4年度職員研修実績

①指定研修	522人
②法令研修	228人
③派遣研修	
・自治大学校	5人
・市町村職員中央研修所	17人
・千葉県自治研修センター	77人
・全国地域リーダー養成塾	1人
・一般財団法人自治体国際化協会	1人
・法務省	1人
・デジタル庁	1人
④その他 特別研修、職場研修支援、自主研修支援を実施	

②人事評価

市川市の人事評価制度は、昭和58年から「市川市勤務評定制度」として導入され、平成28年4月の地方公務員法改正により人事評価制度へ移行しています。

1年を上期と下期の半年毎に分けて、その間の職員の勤務状況を直属の上司が評価し、職員の育成や昇任、昇給等の処遇に反映させています。

市川市職員人事評価実施要綱

(総則)

第1条 市川市職員の人事評価は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより実施する。

(目的)

第2条 人事評価は、適正な人事管理を図るとともに、職員の能力開発を促進し、効果的な人材育成を推進することを目的とする

(定義)

第3条 この要綱において人事評価とは、実績主義及び能力主義に基づき、職員が割り当てられた職務を遂行した業績並びにその職務を遂行する過程で認められた職員の能力及び勤務態度を公正かつ客観的に評価し、記録することという。

(被評価者の範囲)

第4条 人事評価は、全ての一般職の職員について実施する。ただし、市長が人事評価の実施を不適当又は不必要と認める職員についてはこの限りでない。

(評価者、調整者、確認者)

第5条 人事評価の評価者、調整者及び確認者は、市長が管理職の中から別に指定するものとする。

(評価期間)

第6条 人事評価は4月1日から9月30日および10月1日から3月31日までの6月の期間とし、評価基準日は9月30日および3月1日とする。ただし、採用から評価基準日までの期間が短い場合、その他やむを得ない事由により評価期間が短い場合は、その勤務期間の実績に基づき評価するものとする。

(人事評価における評語の付与)

第7条 評価にあたっては、評価項目ごとにそれぞれの評価の結果に応じた評語を付すものとする。

2 前項の評語は5段階とする。

3 評価にあたっては、評語を付した理由その他参考となるべき事項を記載するものとする。

(評価の項目)

第8条 人事評価は評価期間の業務実績に基づき、別表に定める標準職務遂行能力について、成績評価、能力評価及び情意評価について評価を行うものとする。

(評価の実施)

第9条 評価者は、被評価者の行動事実を観察し、評価に資する行動事実を記録するとともに、職員の勤務成績について公正な評価を行い、別に定める人事評価記録書を作成し、評価するものとする。

2 調整者は評定者が行った評定に補正の必要を認めた場合、評価者と協議をし、評価の補正をするものとする。

3 確認者は調整者が行った調整を審査し、適当でないとする場合には調整者に再調整を行わせた上で、評価が適当である旨の確認を行うものとする。

(期首面談)

第10条 評価者及び調整者は、評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、評価期間の業務上の目標を確認することその他の方法により、当該被評価者が当該評価期間において果たすべき役割を明示することとする。

(期末面談及び結果の開示)

第11条 評価者および調整者は、確認者の確認後に、被評価者に対し人事評価記録書を開示して期末面談を実施するものとする。

(苦情等の相談及び申出)

第12条 被評価者は、人事評価に関する苦情等の相談及び申出を行うことができる。

(苦情処理委員会)

第13条 被評価者からの人事評価に関する苦情等を適正に処理するため、市川市人事評価制度苦情処理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は委員長、副委員長および委員をもって組織する。

3 委員長は総務部長、副委員長は総務部次長、委員は人事課長をもって充てる。

4 委員会は苦情等の申出があったときは、申出の内容について審査し、審査結果を申出者および評定者に示すものとする。

5 委員会は、審査結果の内容により必要があると認める場合は、適切な措置を指示することができる。

6 この条に定めるもののほか、苦情等の処理に関し必要な事項は、別に定める。

(結果の取扱)

第14条 人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他人事管理の基礎として活用するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

17. 福祉及び利益の保護の状況

①職員の福祉に関する措置

(1)市川市職員互助会

職員及び家族の福利厚生の実施を目的として、昭和37年7月に市川市職員互助会が発足しました。会員掛金により各種事業等を行っており、事業内容としては、福利厚生事業の他に給付事業、貸付事業などがあります。

・会員数(令和5年4月1日現在) 3,194 人

・令和4年度の決算の状況

	予算	決算
歳入	80,005,000円	62,360,313円
歳出	80,005,000円	62,360,313円

(2)千葉県市町村職員互助会

職員の福祉を行う千葉県市町村職員共済組合の補完組織として、会員掛金及び県内市町村等の負担金により各種事業等を行っています。主な事業としては、出産費助成、介護休暇助成などの福祉増進事業があります。

・会員数(令和5年4月1日現在) 4,161 人

・市川市からの交付金率、会員の掛金率(令和4年度)

	交付金または掛金率	令和4年度実績
市川市からの交付金	4月1日現在の標準報酬の月額に負担金会計科目ごとの合計に1000分の3.6を乗じて得た額(年1回)	5,519,620 円
会員(職員)の掛金	4月1日現在の標準報酬の月額に1000分の3.6を乗じて得た額(年1回)	5,519,620 円

②公務災害及び通勤災害の状況

職員の公務上または通勤による災害(負傷、疾病、障害または死亡)に対する補償をするもので、令和4年度の状況は次のとおりです。

公務災害の申請受理件数及び認定件数	
申請	14件
認定	14件

(注)会計年度任用職員以外の職員

通勤災害の申請受理件数及び認定件数	
申請	9件
認定	9件

(注)会計年度任用職員以外の職員

18. 退職管理の状況

管理監督職であった職員は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る)または営利企業の地位に就いた場合は、市長に届出をしなければなりません。

	退職者数	再就職者	再就職先の内訳	
			営利企業以外の法人その他の団体	営利企業
部長級(9級)	3人	0人	0人	0人
次長級(8級)	4人	0人	0人	0人
課長級(7級)	11人	0人	0人	0人
主幹級(6級)	20人	2人	2人	0人
合計	38人	2人	2人	0人

19. 公平委員会の業務の状況

公平委員会の職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求や職員に対する不利益な処分についての審査請求を審査し、必要な措置を講ずることです。

措置要求件数	0件
審査請求件数	1件
審査請求に係る裁決	0件

(注)平成29年度の案件について、審理係属中。